

共有すべき介護情報について

論点

- ・ 介護・医療の現場で、個別のサービスをより適切かつ安全に提供する観点から、最も優先的に共有すべき情報は何か。
 - ・ 上記の他、例えば業務改善などの観点から、情報共有が望ましい情報は、どのようなものがあるか。
 - ・ 共有にあたり留意すべき事項として、どのようなものがあるか。
- ※ まずは技術的に共有しやすい情報から優先的に、共有に向けた検討を進める。
- ※ 個人情報の保護及び同意取得手続き等については、次回以降に検討予定。

1. 要介護認定情報について

① 認定調査票

○ 現状

- ・ 認定調査員がマークシート等を使って記録、市区町村が保有している。
- ・ 記載事項が定められている。
- ・ 電子化したデータを保有している市区町村もある。

② 主治医意見書

○ 現状

- ・ 医療機関にて電子的、または手書きにて作成され、市区町村に提出される。
- ・ 記載事項が定められている。
- ・ 電子化したデータを保有している市区町村もある。

③ 介護保険被保険者証

○ 現状

- ・ 市区町村にて発行され、印刷したものが本人に交付される。
- ・ 様式が定められている。

④要介護認定申請書

- 現状
 - ・ 本人または家族らが記載し、市区町村に提出している。
 - ・ 記載事項が定められている。
 - ・ 電子的に管理している市区町村もある。
- 留意事項
 - ・ 共有が必要とした場合、認定結果が非該当となった場合の取り扱いについて検討する必要がある。

2. 請求・給付情報について

①給付管理票

②居宅介護支援介護給付費明細書

- 現状
 - ・ 居宅介護支援事業所にて、電子的に発行され、国民健康保険団体連合会（以下、国保連）に提出される。
 - ・ 様式が定められている。

③介護給付費請求書

④介護予防・日常生活支援総合事業費請求書

⑤居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

⑥介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書

⑦介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

⑧施設サービス等介護給付費明細書

- 現状
 - ・ 介護事業所にて、電子的に作成され、国保連に提出される。
 - ・ 様式が定められている。

3. LIFE 情報について

- 現状
 - ・ 介護事業所にて、電子的に作成され、匿名化の上、国に提出されている。
 - ・ 記載（入力）事項が定められている。必須の入力項目と、任意の入力項目がある。
- 留意事項
 - ・ サービスを提供する事業所以外において、共有・閲覧可能とするためには、顕名の情報として収集する必要がある。

4. ケアプランについて

(1) 居宅サービス

①第1表 居宅サービス計画書(1)

②第2表 居宅サービス計画書(2)

③第6表 サービス利用票

④第7表 サービス利用票別表

○ 現状

- ・ ケアマネジャーによって作成され、本人や家族に交付されている。
- ・ 様式の標準例が示されている。
- ・ ケアプランデータ連携システムが開発され、令和5年度から本格運用開始予定である。

(2) 施設サービス

①第1表 施設サービス計画書(1)

②第2表 施設サービス計画書(2)

○ 現状

- ・ ケアマネジャーによって作成され、介護事業所が保有し、本人や家族に交付されている。
- ・ 様式の標準例が示されている。
- ・ ケアプランデータ連携システムが開発され、令和5年度から開始予定である。

(*) 上記は各様式の主な作成・保有状況を示したもの。
開示請求を行うことで、保有可能となる場合もある。